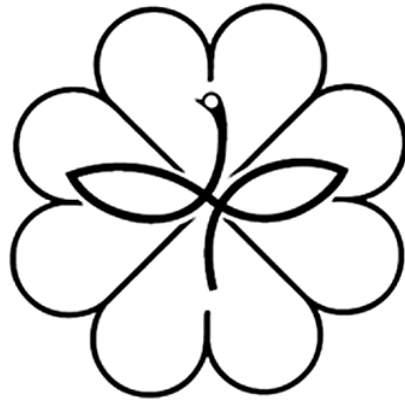


令和4年度 1～3期目対象 民生委員児童委員実務研修



- | | | |
|--------------|--------|----------------|
| 令和4年9月 9日(金) | 19：00～ | 金沢歌劇座 |
| 令和4年9月10日(土) | 10：00～ | 教育プラザ富樫・松ヶ枝福祉館 |
| 令和4年9月13日(火) | 19：00～ | 石川県立武道館 |
| 令和4年9月15日(木) | 10：00～ | 石川県地場産業振興センター |

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
地域福祉課主任主事 寺西加奈子

本日の趣旨

経験年数に応じて期待される役割を理解し、必要な知識や技術を身につけ、地域福祉の要として活動できるように、資質向上を図る

期待される役割

1. 地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）の組織運営への協力
2. 後輩委員への助言や支援
3. 相談・支援の基本をおさえた実践力の向上

本日の研修内容

- 1－① 民児協組織の運営上の役割
- 1－② 民生委員児童委員協議会の役割

- 2－① 新任民生委員・児童委員との協働と支援
- 2－② 新任民生委員・児童委員のサポート

- 3－① 基本姿勢（災害時や緊急時の対応）
- 3－② 基本姿勢（守秘義務と個人情報保護）

民児協（民生委員児童委員協議会）とは

◆民生委員法第20条

「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない」

◆児童福祉法第16条

「民生委員は児童委員に充てられたものとする」

◆児童委員の活動要領（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

「民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、その活動の充実強化を図る」

法律の規定に基づき設置される（法定）

基礎的な**単位**の

民生委員協議会かつ**児童委員協議会**

⇒ **法定単位民生委員児童委員協議会**

（略して単位民児協）



◆民生委員法第20条第2項

「前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときその他、**市においてはその区域を数区域に分けた区域、町村においてはその区域をもって一区域としなければならない**」

【金沢市の場合】

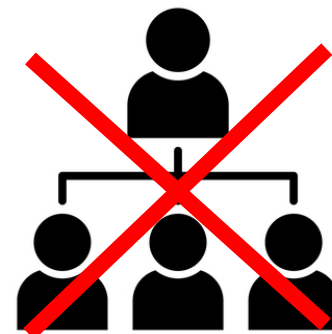
法定単位民児協 = 概ね小学校区毎に設置されて
いる **54** の地区民児協

地区民児協の連合組織としての **金沢市民児協**
(金沢市民生委員児童委員協議会)

市町民児協の連合組織としての **石川県民児連**
(石川県民生委員児童委員連合会)

民生委員の全国組織である **全民児連**
(全国民生委員児童委員連合会)

上下関係ではない



地区民児協の運営

◆民生委員法第24条

「民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡および調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の習得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。」

地区民児協の運営は、**民生委員自身が自主的に行う** ことが期待されている



【運営の工夫】

◆役員体制

会長のほか、副会長・会計・理事・監事等を決める

◆エリアを分ける（広域の場合）

◆班やグループで日常的な活動と情報共有、事例検討などを行う（委員の人数が多い場合）

◆課題別の部会や委員会を設ける

[例]高齡部会、障害部会、児童部会、生活困窮部会

◆ベテランと新任、男女などでペアを組む

◆まちぐるみ福祉活動推進員と一緒に訪問する 等

地区民児協の機能・役割

◆民生委員法第24条第1項第1号

①民生委員それぞれが担当する区域を決定すること

※**一斉改選**は、各委員が担当する区域のあり方を再認識し必要に応じて見直しする大切な機会。

高層マンションの建設などによる世帯数の増加や、相談支援が必要な世帯の増加がある地域などでは、**担当委員の負担が増大**している状況もみられる。

②担当事項を決定すること（必須ではない）

法律、医療、保健、住宅等、一定の専門性を要する事項について、地区民児協内にこうした分野の専門的知識を有している委員がいる場合に、その専門性を活かして相談に応じてもらおうという考え方。

※当該委員が区域を担当しないということではない。

◆民生委員法第24条第1項第2号「委員の職務に関する連絡調整」

見守りにより解決することも少なくないが、専門的な支援を必要とする課題も多く、**委員が判断に迷う場合に情報提供をしたり、代わりに連絡調整を行う役割**がある。

事務局や会長だけでなく、地区民児協内部で分担したり、先輩委員の助言・協力を得ることで、よりスムーズに行うことが可能となる。

◆民生委員法第24条第1項第3号「関係行政機関との連絡」

民生委員は**行政の協力機関**として位置づけられている。

複数の委員共通の課題については、地区民児協組織として行政機関と協議が必要な場合もある。

◆民生委員法第24条第1項第4号「資料・情報収集」

- ①必要な情報や資料について、最新のもの、体系的に、わかりやすく届ける。
- ②活動から得た地域の情報、研修等から得られた有用な情報を収集し、定例会等を通じて**組織全体で共有**に努める。
- ③他団体からの提供資料、講演会案内なども、内容に応じて**情報提供**を行う。

◆民生委員法第24条第1項第5号「必要な知識・技術の習得」

定例会を活用して勉強会を開催するなど、各委員が主体的に学べるよう**環境整備**を図る。

※仕事や家庭の事情で研修時間の確保が難しい方への配慮
⇒限られた時間で効果的・効率的に学べる環境づくり

◆民生委員法第24条第2項「意見具申」

「民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる」

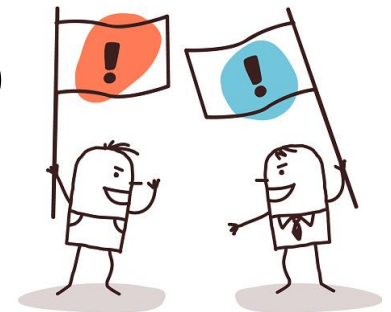
⇒民児協や民間活動では解決できない課題について、**行政による解決や必要な施策の充実を求めること。**

「住民の代弁者」としての民児協の役割。

※意見具申の相手である**関係各庁**とは、意見具申の内容について一定の権限を有する**金沢市長**（石川県知事）、**各省大臣**など。

※意見具申の方法は、市長との懇談などに限らず幅広く考えられる。

（**地域包括支援センターの地域ケア会議**等）



◆民生委員法第24条第3項「地域福祉の推進」

「民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる」

⇒主に地区社会福祉協議会（地区社協）への組織的参加を想定

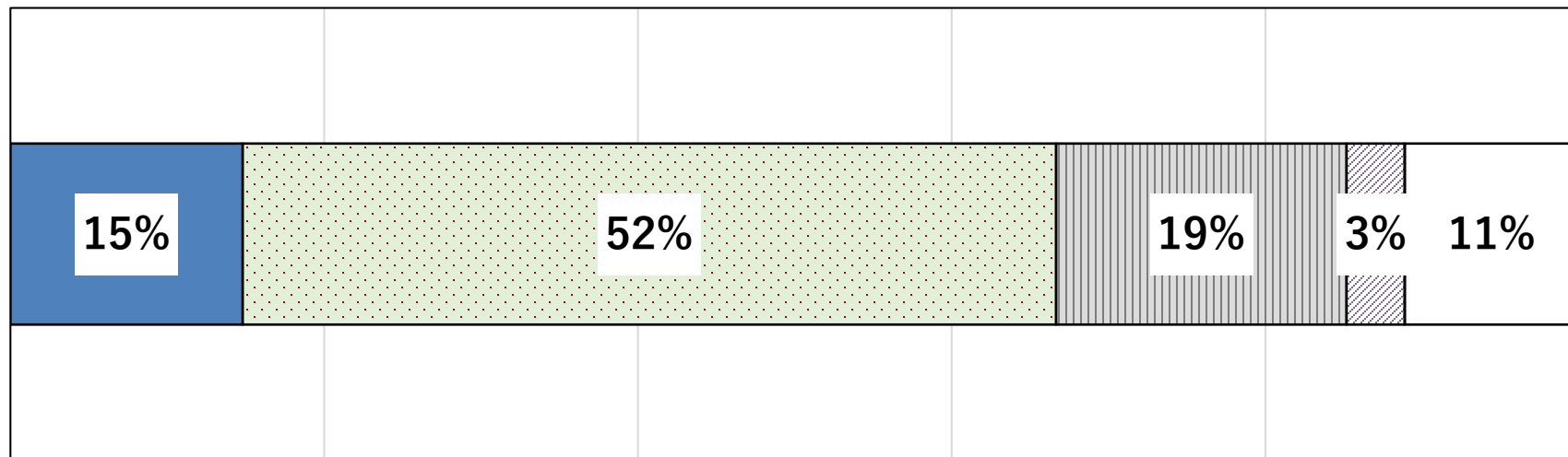
※民生委員や民児協が社協の地域組織化活動の中心となっている例や、サロン等で民生委員が他の組織や団体のメンバーと協働して活動することによって、住民の生活課題の把握、早期発見・早期対応を進めている例も多い。

⇒民生委員の「協働者としての役割」

⇒民生委員活動を多くの住民に知ってもらう良い機会

地区社協活動への参加・協力について、どのように感じていますか。

(H28金沢市地区民児協実態調査より)

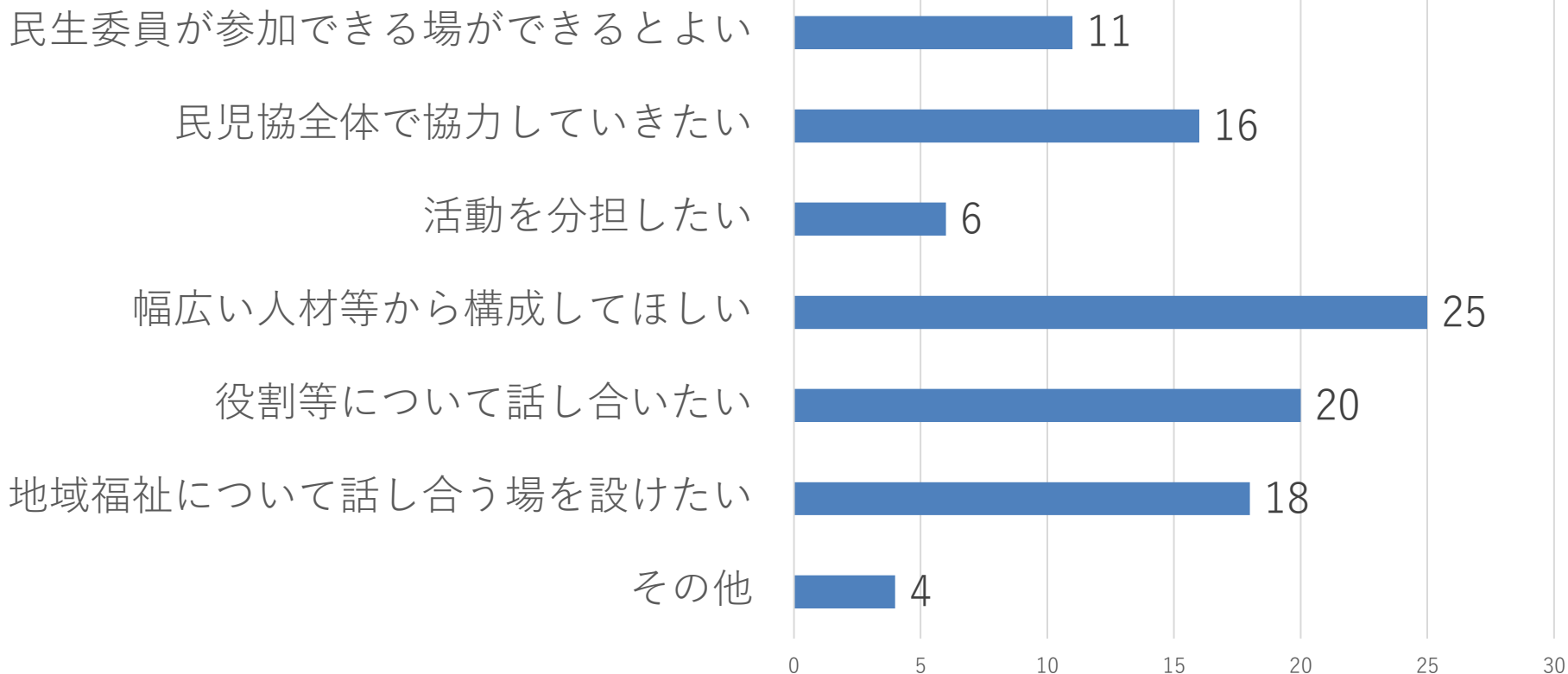


0% 20% 40% 60% 80% 100%

- とてもやりがいを感じる
- どちらかといえば、やりがいを感じる
- どちらかといえば、負担を感じる
- 負担を感じる
- どちらともいえない

今後の地区社協との関わりについて、どのようなところが改善されるとよいと思われますか。

(H28金沢市地区民児協実態調査より)



【その他の意見】

①地区社協活動は、民生委員がするのが当たり前になっているが、町連・婦人会等の方々にもぜひ、参加してほしい。②当地区では、地区社協＝地区民児協という形になっているので、関わりは必須になっている。他地区では、どのように関わっているのかお聞きしたい。③社協の戦力は民生委員しかいないのが実情である。④民児協定例会に社協も参加していたりするので、特段改善の必要はない。⑤地域の方々に賛同を得られるような活動にしたい。

令和3年度に実施した特徴的な取組みがあれば教えてください。

(R4地区民児協活動状況に関する実態調査より)

【地区社協と連携した取組みについて抜粋】

- ・ コロナ禍で開催中止となった**敬老会**の代替えとして、敬老記念品を配布（10地区）
- ・ **地域サロンの企画・運営**協力 ※中止時の代替活動を含む（10地区）
- ・ 地区社協の**地域安心生活支え合い事業**としてスタートした早朝ラジオ体操に、民生委員も地域住民の一員として参加し、健康作りとコミュニケーションを行った。
- ・ 地区社協と「**歩こう会**」を企画し開催。
- ・ 地区社協事業である「**誕生祝い交流訪問**」として、ひとり暮らしの70歳以上の方を友愛訪問。コロナ禍で、高齢者の外出機会の減少や孤立を防ぐためにも、安否確認・見守り活動の必要性を強く感じた。

◆民生委員法第24条第4項「行政との連携に基づく活動の推進」

「市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる」

⇒ 関係行政機関が、あくまで**第三者の立場で単位民児協の会議に参加**することを規定。

= **地区民児協を構成するのは民生委員のみ**であり、その運営も民生委員自身によって自主的に行われることが**適当**。

※ 行政が民児協の活動を支援していく必要性を示唆しているとも言える。



地区民児協の運営体制

地区民児協は、すべての委員が対等な立場で活動に参加する**水平型の組織**。

【特性】

- ◎垂直型組織に比べ、意思決定に要する時間が短い。
- ◎創造的な活動が展開しやすく、コミュニケーションにおいても前向きな議論がしやすい。
- △新人育成がおろそかになる傾向。
- △構成員の思いが拡散し、組織としてまとまりにくい。


【委員が不満を抱く背景】

- ・自分のやりたいことができない
- ・組織の決定に参画できない
- ・組織内の雰囲気が悪い 等



～個人ワーク～

皆さんの所属する地区民児協の運営について、
①良い点、②不満に思う点、③改善案 を
以下に書き出してみましよう。



真の意味での全員参加

⇒ 経験年数に関係なく、自由に、お互いを尊重しつつ、意見を言える雰囲気づくりが大切。

[例] ・ 定例会の進め方の工夫

- ・ 委員同士が**日常的に良好なコミュニケーションを図**ることができるよう配慮
- ・ 組織としての決定をする際、ベテラン委員だけでなく、できるだけ多くの委員が参画できるシステムづくり
- ・ 組織運営に関する役割分担



地区民児協における部会・委員会活動

部会等を設置する意義



- ①比較的少人数の集団を設置することで、1人ひとりの
発言する機会が確保され、積極的な地区民児協活動への
参加が期待される。
- ②部会等がそれぞれ特定の分野の課題等について継続的に
取組むことで、地区民児協として深い掘り下げができる。

部会等の内容

- ①組織運営に関する部会等（研修や広報など）
- ②活動分野別（課題別）の部会等
高齢者福祉、障害児者福祉、児童家庭福祉、生活保護等、
委員活動の対象者や課題別に部会を設置

部会等のメンバーの決め方

- ・ 比較的少数が望ましい。
 - ・ すべての委員がいずれかの部会等に参加し、活動をするという方針があるのであれば、それを踏まえた数の部会等を設置する。
 - ・ 1年、もしくは3年間固定の所属とするのか。
- ⇒ **全員で協議し決定していくことが望ましい。**

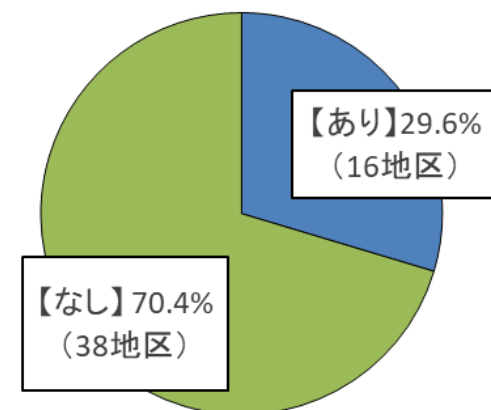
金沢市内地区民児協における部会等の設置状況

(R4地区民児協活動状況に関する実態調査より)

設置あり：16地区 (29.6%)

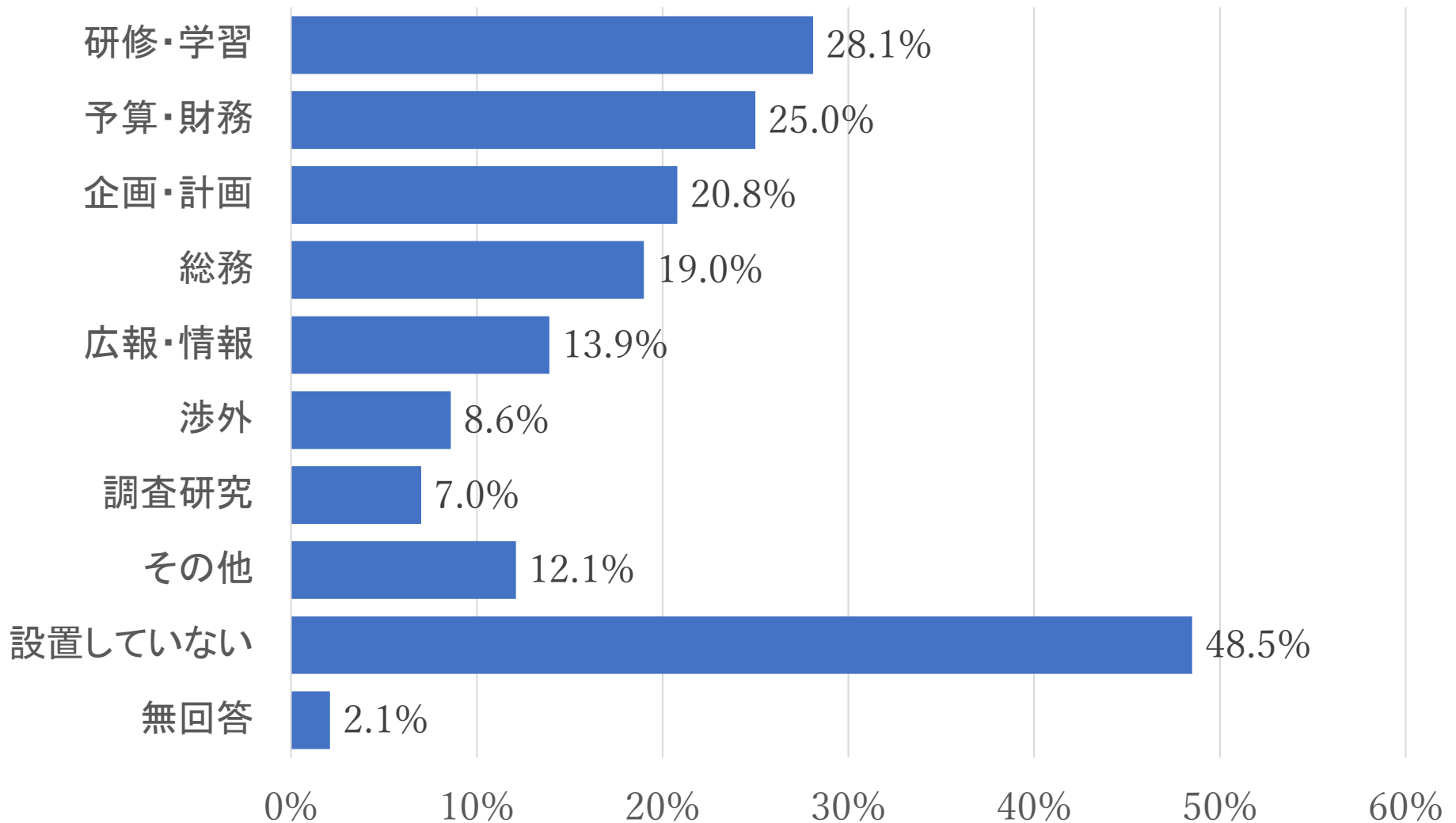
[例] 広報部会、研修部会、女性部会、
サロン部会、児童部会 等

設置なし：38地区 (70.4%)



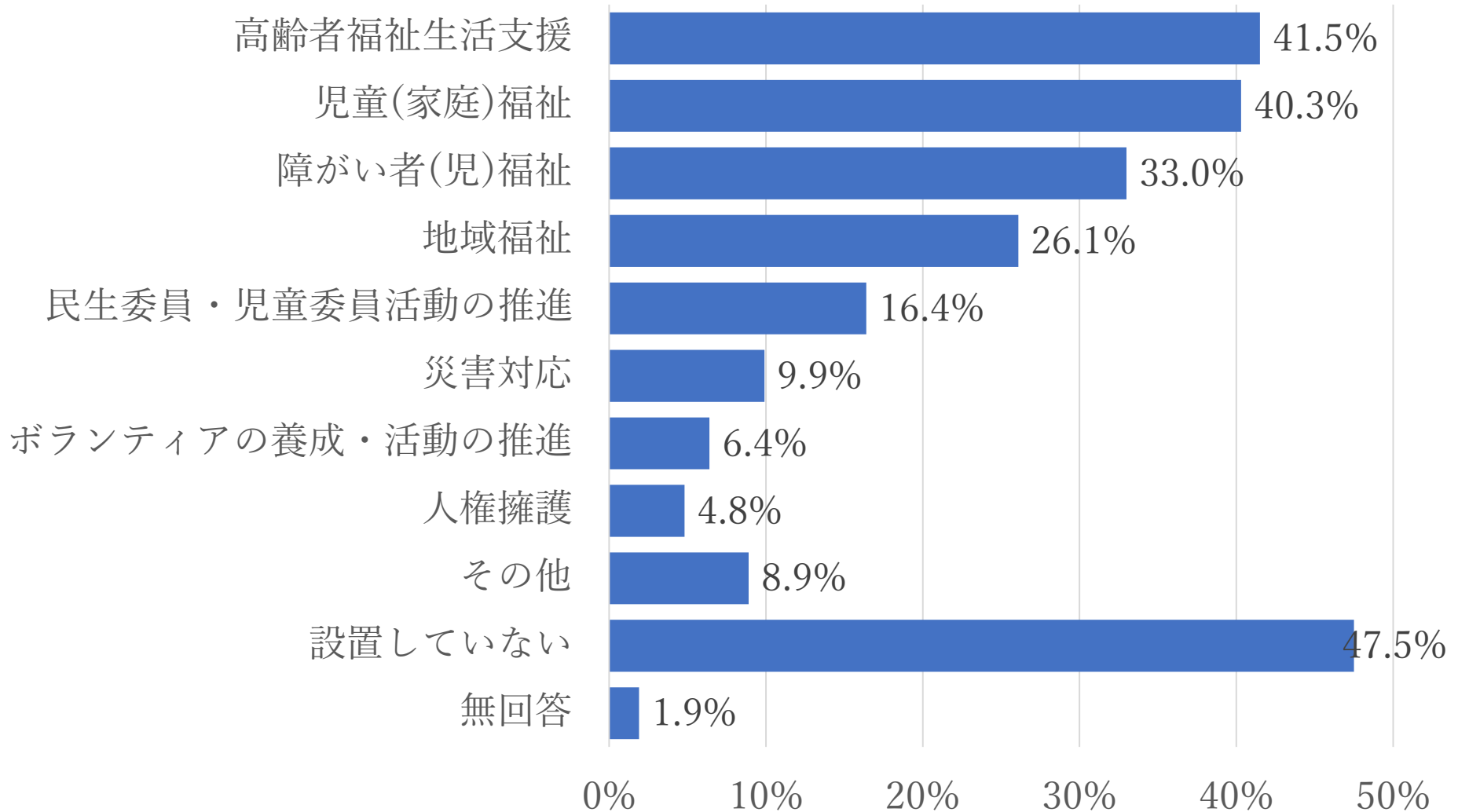
全国の単位民児協における部会等の設置状況 (単位民児協活動実態調査2012)

1. 組織運営に関する部会・委員会 (複数回答)



全国の単位民児協における部会等の設置状況 (単位民児協活動実態調査2012)

2. 活動の分野ごとの部会・委員会 (複数回答)



地区民児協による新任委員への支援

◆近年の一斉改選では、**約3分の1の民生委員が退任**

◆新任委員の退任も一定割合を占める。⇒「**1期目の壁**」

<背景に考えられるもの>

- ・実際の活動内容が、就任前に聞いていた話と大きく違う
- ・依頼される**活動量がきわめて多く、とても対応できない。**
- ・活動に伴って、**精神的な負担や経済的な負担が大きい。**
- ・単位民児協の**運営や雰囲気**に不満がある。
- ・本人や家族の病気や介護、転勤、転居等

⇒年月を重ねるなかで住民の相談支援に関する力量が高まっていくことから、住民のためにも**1期での退任は残念なこと**といえる。

新任委員に活動を継続してもらえるよう、地区民児協が組織として支援することが期待される。

新任委員は、経験が乏しいなか住民からさまざまな相談を受けることで、**精神的な不安や負担**、ときには**孤立感**を感じることがある。

⇒**会長をはじめ、副会長や経験豊かな中堅委員などが日々の活動において新任委員を支えていくことはきわめて重要**

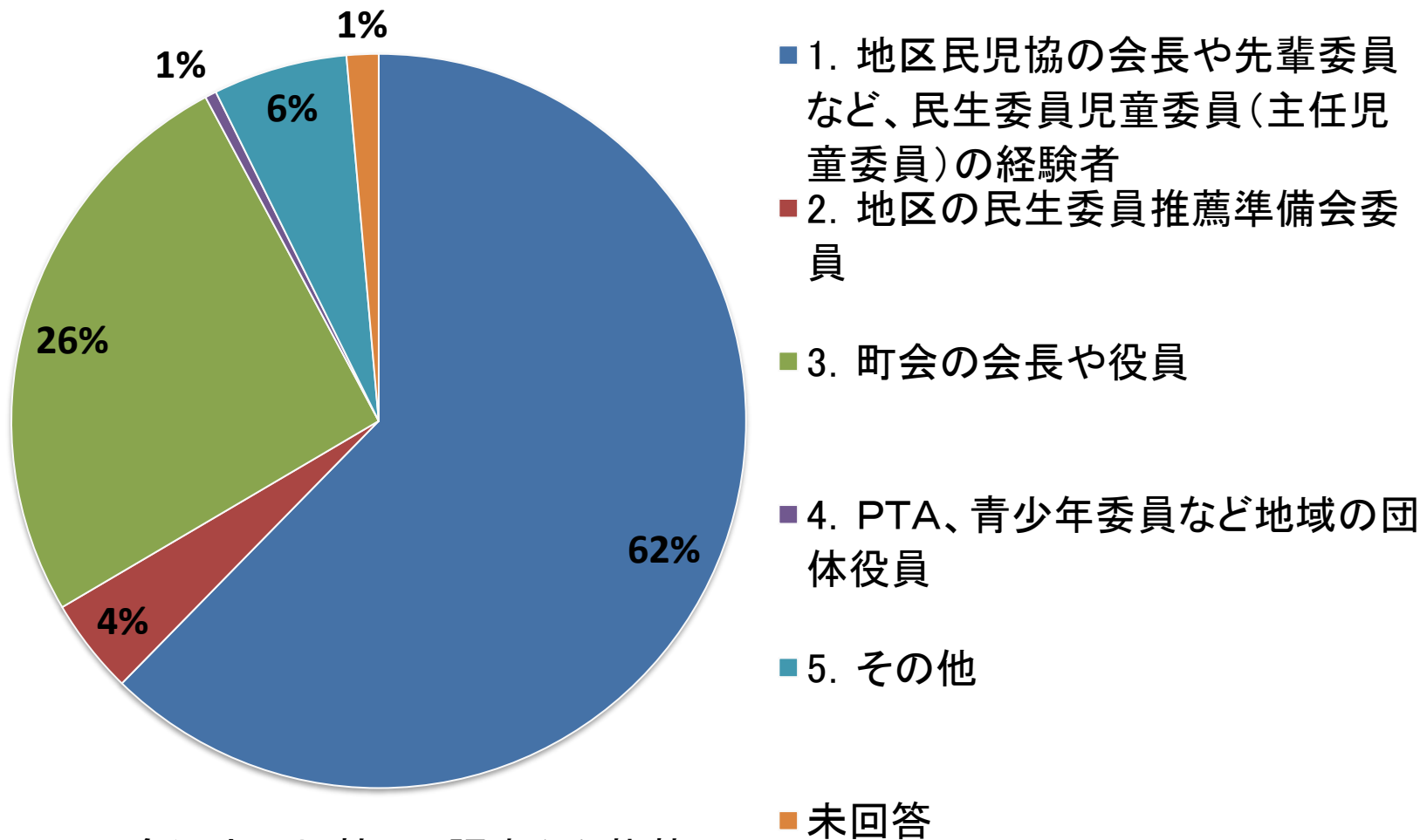
- [例]・前任委員との引継ぎに会長が立ち会い、助言を行う。
- ・就任後、一定期間は会長や副会長、中堅委員が新任委員と**ペアで活動**を行う。
 - ・近隣区域委員による**班活動**を行う。
 - ・定例会において、**新任委員が悩みを含め、積極的に発言できる雰囲気**づくり（昼食をとりながらの定例会や、定例会後の親睦会の開催等）。

新任委員へのサポート

～個人ワーク～

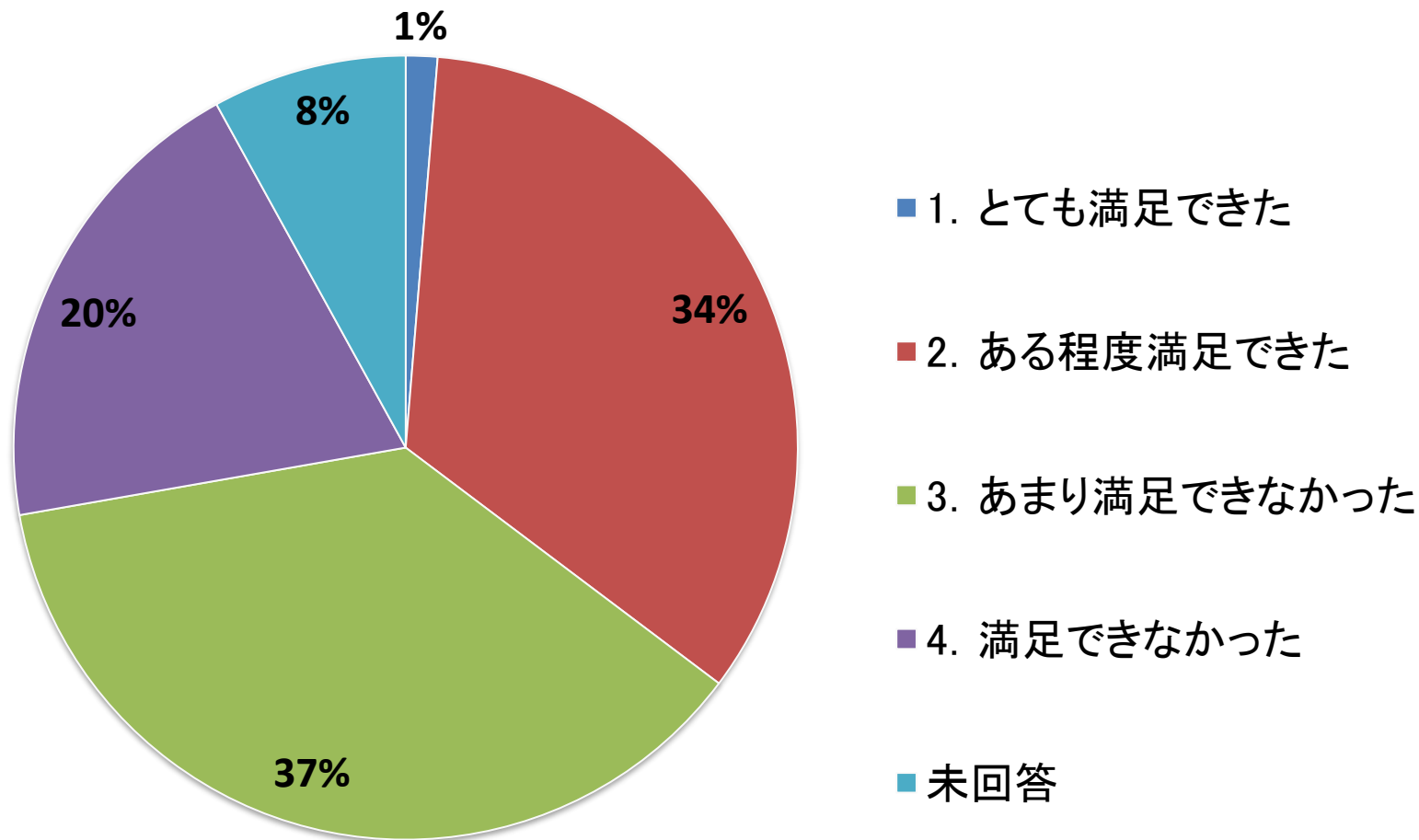
皆さんが民生委員に就任したばかりの時間を思い返し、
①不安だったこと、②負担に感じたこと、③孤立感を感じたこと を以下に書き出してみましよう。

あなたは、最初に推薦された際に、主にどのような方から民生委員児童委員（主任児童委員）活動についての説明を受けましたか。



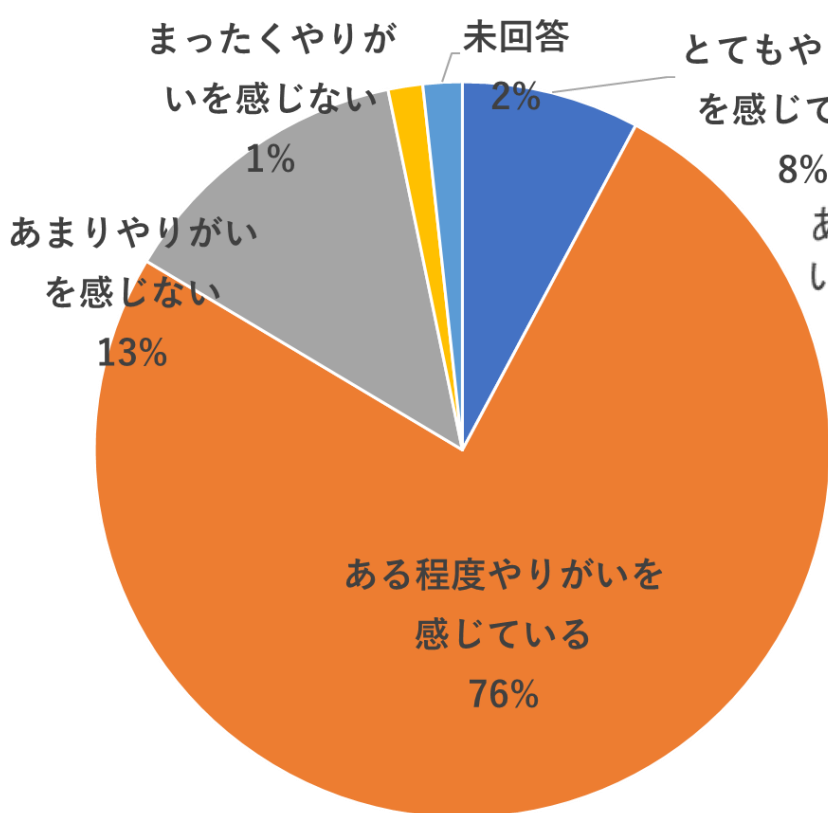
金沢市民児協H24調査から抜粋

あなたが民生委員児童委員（主任児童委員）に推薦される際に受けた説明の内容は、どの程度満足できるものでしたか。

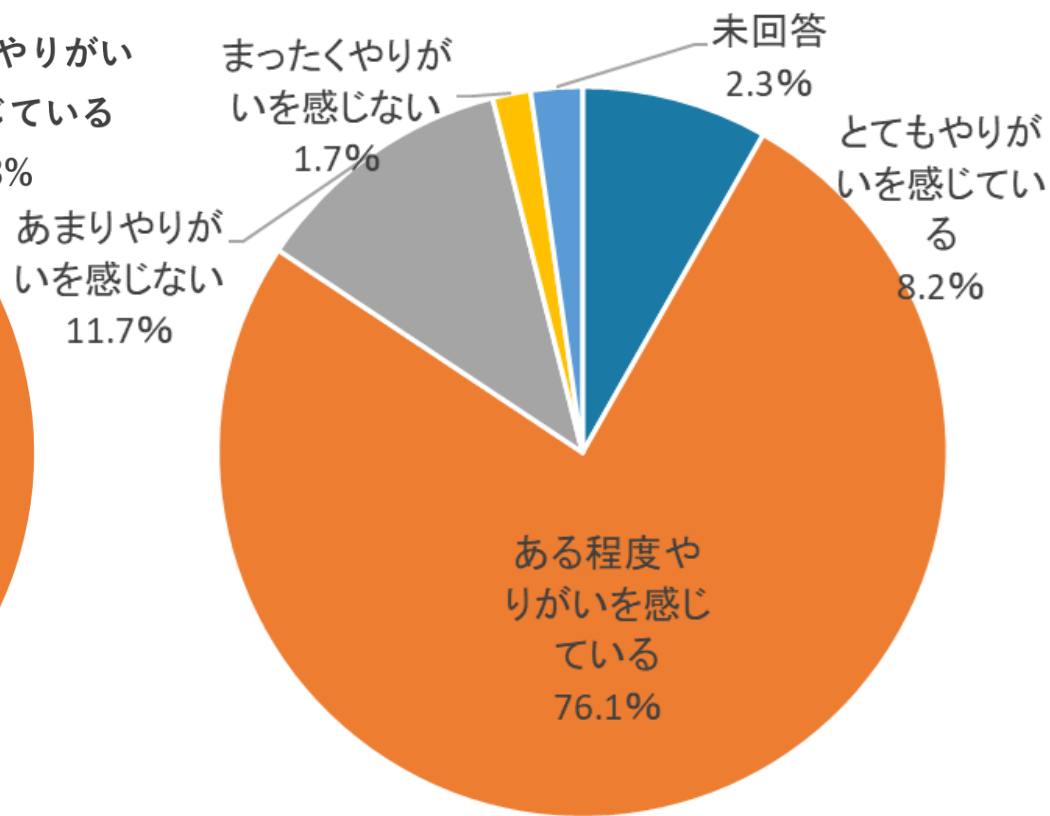


金沢市民児協H24調査から抜粋

民生委員児童委員活動に対するやりがい

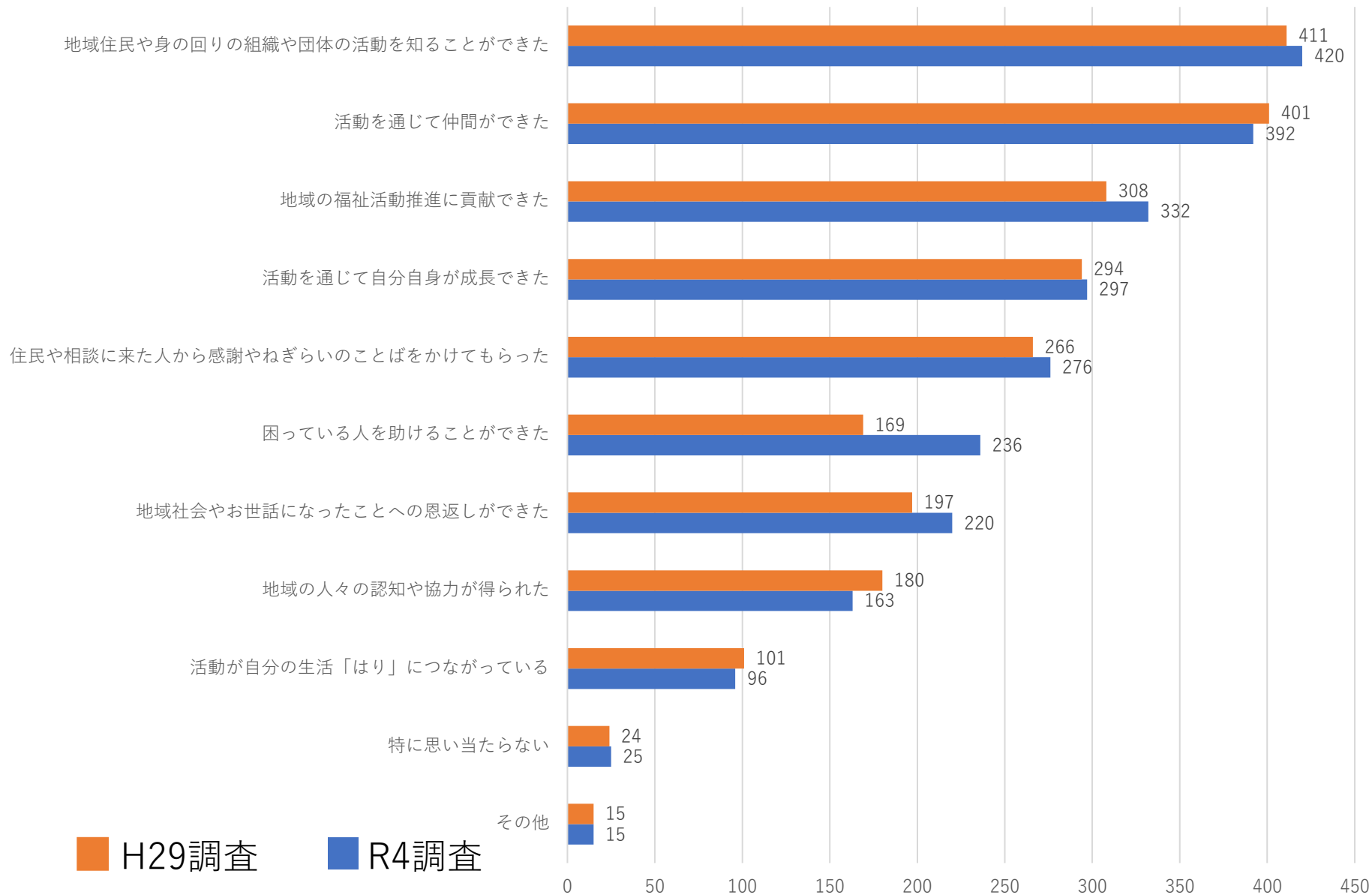


金沢市民児協H29調査



金沢市民児協R4調査

民生委員児童委員活動のやりがいの内容

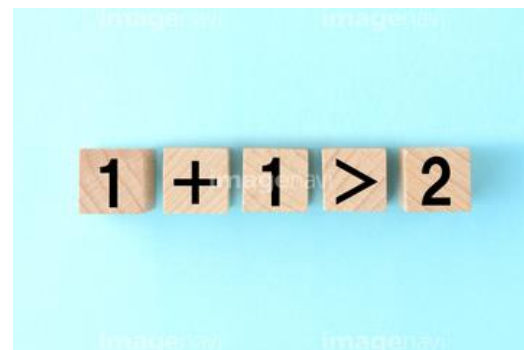


新任委員との協働

地区民児協においては、新任委員はもちろん、各委員が互いに支え合い、連携・協働を意識することが大切

⇒相乗効果への期待

1人では実現が難しいことでも、他の委員の知恵や力を得ることで実現できる可能性がある。



例えば、高齢者や障害者等の**災害時要援護者の支援**のため、行政と情報を共有しつつ、自主防災組織と連携し、地域での支援者確保の取組みを進めることにより、**民生委員の負担軽減**にもつながる。

特に**町会・町会連合会、自主防災組織等**とは「**地域住民の課題は地域全体の課題**」としての**共通認識**が大切といえる。

基本姿勢（災害時や緊急時の対応）

日頃の地域住民とのつながりの中で、関係機関と連携し、**平時から備えることが大切**

[例]防災マップの作成

個別避難計画作成への参画

防災訓練への参加

委員相互の連絡体制の確立



8月豪雨における石川県内民生委員の被害・対応状況

- ・ 自宅等の被災
- ・ 見守り活動中のケガ
- ・ 高齢者を避難所まで送迎
- ・ 安全確保や避難所が開設されたことを連絡網で周知 等

災害に備える民生委員・児童委員活動 **10**か条

- 第 **1** 条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第 **2** 条 無理のない活動を心がける
- 第 **3** 条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- 第 **4** 条 災害時の活動は
日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第 **5** 条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第 **6** 条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第 **7** 条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- 第 **8** 条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第 **9** 条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第 **10** 条 民生委員同士の支え合い、
民児協による委員支援を重視する

(全民児連「災害に備える民生委員・児童委員活動の指針」より)

基本姿勢（守秘義務と個人情報保護）

◆民生委員法第15条

【民生委員の守秘義務】

民生委員は、その職務を遂行するについては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

- ・ 守秘義務規定に基づき、節度ある取扱いを心がける。
- ・ 個人情報保護か社会福祉支援かの二者択一ではなく、**対象・内容・方法を考慮し調和を取ることが大切。**

※個人情報の取扱いについての基本的な考え方と留意点（抜粋）
平成18年6月全国民生委員児童委員連合会より

◆個人情報保護法

- ①**個人情報取扱事業者**は、個人情報保護法の規制対象となる。
- ②規制対象となった場合、利用目的の特定・公表義務や第三者への情報提供制限が課せられる
- ←**民生委員は、非常勤・特別職の地方公務員であり、地方公共団体の職員にあたることから、個人情報取扱業者から除かれる（個人情報保護法の対象ではない）**

◆守秘義務の例外

- ①**法令に基づく場合** [例] 虐待通告
- ②**人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合**
[例] 一人暮らし高齢者が救急搬送される際、かかりつけ医を救急隊員に教えること

～個人ワーク～

近所の家から、子どもの泣きわめく声と母親の怒鳴り声が聞こえてきました。

民生委員としてどのように対応しますか？

【考えられる対応】



- ・様子を見る。（虐待と決めつけるのも…）
- ・後日、母親に声をかける。
（お母さん自身に困り事があるのかもしれない…）
- ・地区民児協の会長や他委員に相談する。（自分一人では対応が難しい…）
- ・児童相談所に通告する。（児童虐待発見者には通報義務がある…でも自分が通報したことが分かると…）
- ・警察に通報する。（尋常じゃない泣き声と物音もする…）

⇒判断に迷う場合は、地区民児協内で相談したり、児童相談所に、対応も含めて「相談」し、専門職と協働するとよいでしょう。

最後に

◆地域共生社会の実現に向けた、民生委員・児童委員、民児協の行動方針（全社協福祉ビジョン2020より）

1. 気づく

これまで同様に地域住民に寄り添い、様々な課題を抱えた人々を把握する。

2. つなぎ、見守る

これまで同様に地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。

3. つなぎ先を増やす

民児協が組織として、自治体や地域の各種団体と日頃から関わり、連携・協働を深める。

4. 地域に活動を伝える

関係機関や地域住民の関心・理解を促進する。

5. 住民相互に支え合う地域をつくる

地域住民やさまざまな地域団体の参加を促進し、支え合いの地域をつくるとともに、民生委員のなり手のすそ野を広げる。

6. 災害に備える

平常時から地域をつなぐ活動を行うことで、災害時に住民が協力し合える地域を構築する。

**これまでも、そしてこれからも、
民生委員は「住民の身近な相談相手」
であり「地域のつなぎ役」
持続可能な民生委員、民児協活動を目指して
取り組んでいきましょう。**